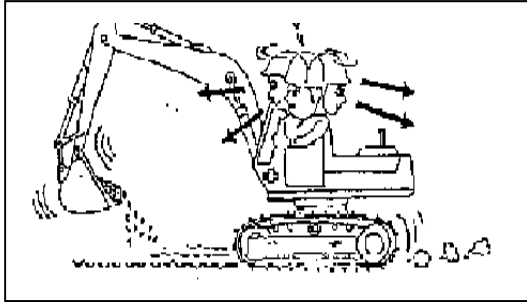


【安全衛生教育】

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転(再教育)

(6時間コース)のご案内



一般社団法人 北海道林業機械化協会

札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館4F

(TEL 011-251-0708, FAX 011-251-0710)

労働安全衛生法では、機体重量3トン以上の車両系建設機械(バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザ等)による業務は、法令に定められた『技能講習』を修了した人でなければ、これらの作業に従事することはできません。また、同法では、技能講習修了後、一定期間(概ね5年以上)経過した人に『安全衛生教育(再教育)』を実施することを求めています。

当協会では、安全衛生団体として、受講者が15人程度以上いましたら『出張講習』を行いますので、ご連絡願います。

1 講習カリキュラム

科 目		範 囲	時 間
学 科	・最近の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の特徴	・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の構造上の特徴、作業装置及び安全装置	2時間
	・最近の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の取扱いと保守	・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)による作業と安全、点検・整備	2時間
	・災害事例及び関係法令	・災害事例とその防止対策 ・労働安全衛生法令のうち車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)に関する条項	2時間
合		計	6時間

2 受講申込みの手続き

受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、次の書類等を添えて当協会に送付してください。

- (1) 写 真; 顔写真(縦3.0cm×横2.5cm)1枚(裏面に氏名を記入)
- (2) 技能講習修了証の「写」(顔写真等が判明できるようにお願いします。)
- (3) 受講経費; 11,000円(教本代含む)

3 受講時に持参するもの

- (1) 学科講習には、筆記用具(鉛筆・蛍光ペン)等を持参してください。

4 修了証の交付 安全教育を修了した人に、当協会が「再教育修了証」を交付します。